

大館市適正入札・契約推進委員会

令和6年度 第1回定例会議事録（概要）

■日 時：令和6年6月19日（水）15時00分～16時12分

■場 所：大館市役所本庁舎 会議室402

■出席委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）
齊藤 留美子 （関係業界代表／建築士）
熊谷 克史 （弁護士）
佐藤 雄幸 （学識経験者）
北林 武彦 （内部委員／大館市副市長）
伊藤 良晋 （内部委員／大館市総務部長）

■ はじめに（略）

1. 開 会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の令和6年度 第1回目の定例会を招集したところ、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、委員6名全員の出席をいただいておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： 事務局からの報告のとおり、委員定数6名全員の方が出席し、過半数に達しておりますので会議を開会いたします。

本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、ホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知置き願います。

3. 審 査

① 入札・契約の運用状況について

委員長： これから審査に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： お手元の資料1「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和5年度下半期の状況についてご説明いたします。

業種別として、「建設工事」ほか計4つに分類し、随意契約については予定価格が250万円を超える契約のみを掲載しております。また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、普通契約と分けて記載しております。普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率、単価契約の落札率は落札率の合計を件数で除した平均落札率としております。

それでは、業種別に状況をご説明いたします。説明時の金額は、端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

- 最初に、建設工事ですが、条件付き一般競争入札は9回執行しており、件数は56件、契約金額は14億9,814万円となっております。随意契約は22件、2億4,324万円で、前年同期に比べ、件数、契約額とも増加しております。

建設工事全体では、件数で2件減少の78件、契約金額では1億6,995万円減少し、17億4,139万円となっております。前年同期に、地域救命救急センター増築整備工事などの大型発注案件があったことなどが、減少した主な要因となっております。落札率については、前年同期比0.3ポイント増加し、99.1%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてであります。前年同期比で、件数が11件減少の14件、契約金額でも1億6,570万円減少し1億686万円となりました。前年同期に、災害復旧工事に係る設計書作成業務の発注が多かったことが、今期との比較において、件数、金額ともに大きく減少した要因となっております。落札率は、5.2ポイント減少し91.7%となっております。

- 次の物品調達であります。件数が前年同期比で7件減少の24件、契約金額も1億200万円減少し4,071万円となっております。その主な要因は、前年同期に、契約額の大きい案件があったほか、総じて、今期より発注件数が多かったことによるものであります。落札率については、普通契約で2.1ポイント増加し98.2%、単価契約では5.4ポイント減少し80.6%となっております。

- 次に、役務提供であります。件数が10件減少の37件、契約金額では4億1,098万円増加し7億3,928万円となっております。その主な要因は、今期に大館市道路等包括管理業務

など、大型発注案件があったことによるものであります。落札率については、普通契約で 2.7 ポイント増加し 99.5%、単価契約では 0.8 ポイント増加の 98.7%となっております。

- 以上により、令和 5 年度下半期の総件数は 153 件となり、前年同期比 30 件の減少となっております。また、単価契約を除く契約金額の総合計は 26 億 2,823 万円で、2,667 万円の減少となりました。

なお、令和 5 年度下半期の落札率については、普通契約で 98.8%、前年同期から 0.6 ポイント増加、単価契約では 89.6%と、2.3 ポイント減少しております。

令和 5 年度下半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上であります。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況については、お手元の資料 2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照願います。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員 A： 建設工事の発注一覧を見ると、入札参加業者が非常に少なく、そのことからか、落札率も高くなっている案件があまりにも多く見受けられます。事務局では、当該地域の建設業者の状況をどのように捉えているのでしょうか。

事務局： 土木関係の建設業者の多くは受注した災害復旧工事に取りかかっており、全体的に受注できる業者の不足感は否めない状況にあります。本市のみならず、県からの災害復旧工事に係る発注もあり、県から大館市建設業協会に対して受注促進に関する要望があったとも伺っています。また、完成検査終了後に、事業者から状況を伺ってみても、まだ忙しいという回答が多く、お盆もしくは今年いっぱいまでは、このような状況が続くものと捉えています。

委員 A： 令和 4 年の豪雨のみならず、昨年の大雨災害も影響しているのでしょうか。

事務局： 令和 4 年の大雨災害の復旧工事もすべて終了したわけではなく、令和 5 年の大雨による災害復旧工事の施工にも追われている状況にあります。発注した案件はほぼ契約まで至っており、現在、工事が進んでいるところであります。

委員 A： 令和 5 年の大雨は沿岸部で被害が大きかったと思いますが、そのことも地域の建設業者に影響を及ぼしているのでしょうか。実際、沿岸地域に出向いていないとしても、影響は出ているのではないのでしょうか。

事務局： 市内の建設業者が沿岸部に行って工事をしているという話はあまり聞いておりませんが、災害復旧工事以外で市内民間事業者からの発注が活発であるとは伺っています。

※内部委員からの補足説明あり

委員B： 建設業界の人手不足や高齢化等により受注する業者が少なくなり、それが落札率にも表れてきていると思いますが、予定価格と同額で落札した案件が多数見受けられること、1者しか入札に参加していない案件が多いことを、どのように捉えているのでしょうか。

事務局： 実際、入札参加者がいない発注案件もあり、発注担当課の方で建設業者に状況を伺いながら、随意契約に至った案件もあります。このような状況下においては、1者であっても入札に参加してもらい、そして受注していただけるのであれば、災害復旧工事等の施工を進めていくという観点ではありがたく感じています。

委員C： 関連して、前回の推進委員会終了後に、業種別の落札率の推移を示した資料をいただきましたが、役務提供は随意契約が多く、極めて特命随契が多いことからか、落札率が高くなっています。取り扱う業者が少なく、特殊性があることから随意契約になっているということで、契約検査課でもチェックをしていると思いますが、適正に執行されていることでよろしいのでしょうか。

事務局： 特命随意契約に関しては、競争入札に適さない案件に適用しており、例えば、コンピュータシステム等の保守管理や改修であれば、納入者や開発者でしか請け負えないということになり、事業者が多数いる、いないということではないと言えます。ほかにも、取扱いが限られているものなどは、その事業者しか行えないという判断により特命随契の運用を図っています。

委員D： 随意契約のシステム整備業務において、同じような内容の業務の見積もりを取った上で、金額を比較することはできないのでしょうか。

事務局： すでに稼働しているシステムの改修的な整備であるので、当該事業者でなければ対応できませんし、当該事業者以外の者が適正に見積もることはできないと思われます。

委員D： このままでは事業者が提示した金額をそのまま受け入れなければならないと、類似システムで同様の作業をした場合、どのくらいの費用がかかるのか比較検討することが必要であると思われますが、いかがでしょうか。

※内部委員からの補足説明あり

※システム改修等に関して協議あり

委員C： 建設工事の随意契約「大館市野遊びSDGs事業改修工事」で見積参加業者数が9者、また「ニホンザリガニ第2人工生息地創出工事」でも同様に9者の参加がありますが、理由があるのでしょうか。

事務局： どちらも随意契約で見積合わせを行った案件ですが、建設工事「造園」に登録のある事業者すべてに対し見積りを依頼したため、このような結果になったものです。

委員C： 測量及び建設コンサルタント等業務の「工業用水道水源調査業務」について、入札参加者数が10者で、落札率は100%となっていますが、理由は何でしょうか。

事務局： 電子入札により条件付き一般競争入札で執行した案件ではありますが、10 者のうち 9 者の入札額が予定価格を超過し、残る 1 者の入札額が予定価格と同額となったものです。

委員 A： 関連して、予定価格が低すぎたということはないのでしょうか。

事務局： 開札後、入札参加者からの問い合わせも特になく、問題はなかったと思われますが、事業者側で積算方法等が違っていたのか、もしくは参考見積り部分の積算が違っていたのか、あくまでも仮定でしか申し上げることができません。

委員 D： 測量及び建設コンサルタント等業務の「神山地区測量調査設計業務」というのは、何を測量調査したものなのでしょうか。

事務局： 令和 5 年 4 月に神山地区で崩落した山腹の復旧工事を行うために測量設計をしたものがあります。

委員 D： 物品調達「情報系パソコン」とは、どのようなパソコンで何台購入したのでしょうか。

事務局： 総合病院の研修医が業務に使用するもので、インターネットに接続するパソコンであります。購入台数は 10 台となります。

委員 B： 災害復旧工事の状況ですが、いまだ受注されていない案件はあるのでしょうか。

事務局： 令和 4 年度及び 5 年度の災害復旧工事に係る案件はほぼ契約を終えており、令和 4 年度の早期に契約した工事は完成しているものもあります。

委員長： 他にご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審査を終了いたします。

② 抽出事案について

委員長： 次の審査事項に移ります。本委員会要綱第 2 条第 2 号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したものに、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審査を行います。

要綱第 6 条の規定により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。運営要領第 3 条第 2 項の規定により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審査に入る前に「抽出結果」について報告しますので、ご確認をお願いいたします。資料 3 をご覧ください。

【建設工事】と【測量及び建設コンサルタント等業務】については、電子入札で執行していることから、条件付き一般競争入札の案件から抽出しております。【物品調達】につい

ては指名競争入札、【役務提供】については公募型指名競争入札の案件から抽出しております。いずれも予定価格が最も高い案件を選んでおります。

◎ 条件付き一般競争入札

① 建設工事 【大館市本庁舎建設事業外構整備工事】

市長事務部局が発注した 56 件の中から「大館市本庁舎建設事業外構整備工事」を選んでおります。

② 測量及び建設コンサルタント等業務【板戸川橋橋梁補修設計業務】

市長事務部局が発注した 10 件の中から「板戸川橋橋梁補修設計業務」を選んでおります。

◎ 指名競争入札

① 物品調達 【手術室監視カメラシステム一式】

総合病院が発注した普通契約 2 件の中から「手術室監視カメラシステム一式」を選んでおります。

◎ 公募型指名競争入札

① 役務提供 【大館市役所本庁舎清掃業務】

市長事務部局が発注した普通契約 14 件の中から「大館市役所本庁舎清掃業務」を選んでおります。

◎ 随意契約

① 役務提供 【大館市道路等包括管理業務】

市長事務部局が発注した案件のうち、公募型プロポーザルを経て契約を締結した「大館市道路等包括管理業務」を選んでおります。

委員長： 「抽出の結果」について皆様の確認をお願いいたします。

(意見等なし)

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、資料 3 により説明いたします。

■ 最初に、条件付き一般競争入札で発注しました「大館市本庁舎建設事業外構整備工事」であります。本庁舎に付随する附属建物新築工事、外構整備工事、電気設備工事、機械設備工事、旧庁舎基礎ほか解体工事となります。入札参加資格としては、「建築一式A級」に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有すること、監理技術者として「1級建築施工管理技士」又は「一級建築士」ほか、これらと同等以上の資格を有する者を配置できることを条件に、これらの条件を満たす 2 又は 3 者による特定建設工事共同企業体の参加も可としております。この入札には、1 者が参加を申込んでおり、電子入札を実施した結果、その者を落札者として決定しております。落札率は 99.9%となっております。

■ 次に、測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注

した「**板戸川橋橋梁補修設計業務**」であります。橋梁整備補修計画に基づく橋梁補修設計、橋梁現況調査、河川測量の各業務を委託するものであります。入札参加資格としては、「土木関係建設コンサルタント等業務」のうち「鋼構造及びコンクリート」に登録があること、「秋田県内に本社・本店等主たる営業所」を有し、その営業所が登録されていること、監理技術者及び照査技術者として、「技術士で、総合技術管理部門又は建設部門で選択科目が鋼構造及びコンクリートである者」又は「RCCM（鋼構造及びコンクリート）を有する者」を配置できることなどを条件としております。この入札には、10 者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、1 者が最低制限価格を下回ったため失格、2 者が辞退し、残る 7 者から落札者を決定しております。落札率は 79.8%となっております。

- 続いて、物品調達「**手術室監視カメラシステム一式**」についてであります。総合病院の手術室に設置している監視カメラの故障に伴い、IP ネットワークカメラ 9 台のほか周辺機器一式を更新するものであります。指名業者の選定にあたっては、「医療機器・保健用品類」を取り扱い品目として登録し、当該物品の納入実績のある 4 者の中から、入札への参加の意向を示した 2 者を指名したものであります。当該 2 者で入札を執行した結果、1 者が予定価格を超過し、予定価格の範囲内であった残りの 1 者を落札者として決定しております。落札率は 99.5%となっております。

- 続いて、役務提供「**大館市役所本庁舎清掃業務**」であります。新庁舎の日常清掃や特別清掃について、3 か年の長期契約で業務委託するものであります。入札参加資格として、役務提供の「建築物等清掃」に登録していること、「市内に本社又は支店等の営業所」を有していること、建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていること、業務管理責任者として「建築物環境衛生管理技術者」を配置できることなどを求めています。以上の条件で公募したところ、5 者が参加申し込みをし、同じく 5 者を指名し入札を執行しております。その結果、当該 5 者のうち 4 者が予定価格を超過、残る 1 者を落札者として決定しております。落札率は 99.5%となっております。

- 最後に、随意契約の案件です。土木課が発注した「**大館市道路等包括管理業務**」であります。この案件は、比内地域及び十二所、二井田、真中地区において、市が管理する道路、道路附属物及び河川の維持作業を行うものでありますが、公募型プロポーザルにより、最優秀提案者を決定、その者を相手方として随意契約したものであります。契約にあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、いわゆる「特命随契」の規定に基づき、相手側から見積書を徴し、契約に至っております。落札率は 100%となっております。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、皆様からのご意見をいただきたいと思います。何かご質問、ご意見はございませんか。

委員 D： 道路等包括管理業務について試行的に実施してきたと思いますが、それが良い結果であ

ったから、今回の公募型プロポーザルに至ったということでしょうか。

委員B： 包括管理業務について、どの程度まで管理を行うのかあわせて伺いたい。

事務局： 個別に行っていた修繕や工事、除草などの道路維持管理を、エリアを単位に一括委託するものであります。試行的に、令和4年度に十二所・比内地域を対象に実施し、結果、ある程度の成果を得られたことにより、本格実施に至っております。

委員D： 実際に行われる工事や修繕等に要した金額よりも、当該委託額の方が多くなる場合もあるかと思われそうですが、そのような面は考慮しているのでしょうか。

事務局： 総額による請負となりますが、経費の精算等のやりとりに関することは把握していないので、ご了承願います。

※内部委員からの補足説明あり

委員C： 今後、請け負う企業体が増えていけばいいが、今回の案件ではどのようなになっているのでしょうか。

事務局： 今回の案件は4者による企業体となっています。今後も、当該業務を請け負うために、このような企業体が増えていくものと思われます。

委員C： 「板戸川橋橋梁補修設計業務」の技術士の要件において、選択科目は「鋼構造及びコンクリート」に限る、RCCMにおいても「鋼構造及びコンクリート」という記載がありますが、鋼構造とコンクリートの2種類の意味をなしているのでしょうか。

事務局： これは、2つの種類を表しているのではなく、選択科目や資格の固有名称となっているものであります。

委員B： 「大館市本庁舎建設事業外構整備工事」について、なかなか落札しなかった原因をどのように捉えているのでしょうか。

事務局： 災害復旧工事の受注と人手不足等により、請け負える者がいなかったのが主な要因と捉えています。数回繰り返し発注を行っており、入札参加申し込み者さえいないときもありました。

※外構整備工事を含め旧庁舎前市道に関して協議あり

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、抽出事案についての審査を終了いたします。

③ 指名停止等の運用状況について

委員長： 続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、資料4により令和5年度下半期の指名停止等の運用状況についてご説明いたします。令和5年度下半期においては、1件2者の指名停止措置を行っております。

2者とも同一の競売入札妨害及び談合事案を措置要件として指名停止を行っており、両者が宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務に関して、公契約関係競売入札妨害罪等の容疑で令和5年11月16日に逮捕されております。このことが、本市指名停止要綱の規定による「競売入札妨害及び談合」に該当するものとして、要綱の基準のとおり12か月の指名停止措置としたものです。

以上が、令和5年度下半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： ただいまの事務局の説明について、質問を含め、委員の皆様の審査をお願いいたします。

委員C： 消防デジタル無線談合の違約金請求に関する新聞報道がありましたが、談合が発覚した時点において指名停止処分を行ったのでしょうか。

事務局： 談合が発覚し、公正取引委員から処分命令が出された時点において、指名停止処分を行っています。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(意見等なし)

委員長： なければ、指名停止等の運用状況についての審査を終了いたします。

④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料5「低入札価格調査制度」の事案についてであります。この制度の対象は総合評価方式を採用した案件のみとされたところであり、下半期において該当となる案件はありません。

続きまして「その他」の2件目です。「令和5年度 工事検査結果調書」についてであります。昨年度1年間の工事検査に関する報告であります。入札等により契約した130万円を超える工事検査結果について取りまとめたものです。

昨年度の検査件数の合計は190件で、前年度に比べ58件の増加となっておりますが、契約金額では35億8,700万円、12億500万円の減額となっております。

完工高を担当部課別に見ますと、特に増えているのが建設部土木課と産業部農政課・林政課で、この増額は令和4年7月の豪雨災害関連工事が終了したためです。

詳細は一覧となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

「その他」についての説明は以上でございます。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

(意見等なし)

4. 閉 会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。